参考資料１

復興の現状

令和２年１１月３０日

復興庁
Reconstruction Agency

新たなステージ　復興・創生へ

目次

１　東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し

＜避難者支援関係＞

２　避難者・仮設住宅の状況

＜まちづくり関係＞

３　災害廃棄物（がれき）処理の状況

４　公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況

５　住宅再建に向けた取組

＜産業関連＞

６　産業の復旧・復興の状況

７　復興特区制度の活用状況

＜原子力災害関係＞

８　避難者数・避難指示解除の状況

９　除染の進捗状況

１０　生活環境整備の状況

１１　帰還困難区域の復興

＜人的支援＞

１２　被災自治体の職員確保等に向けた支援の状況

1　東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し①

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

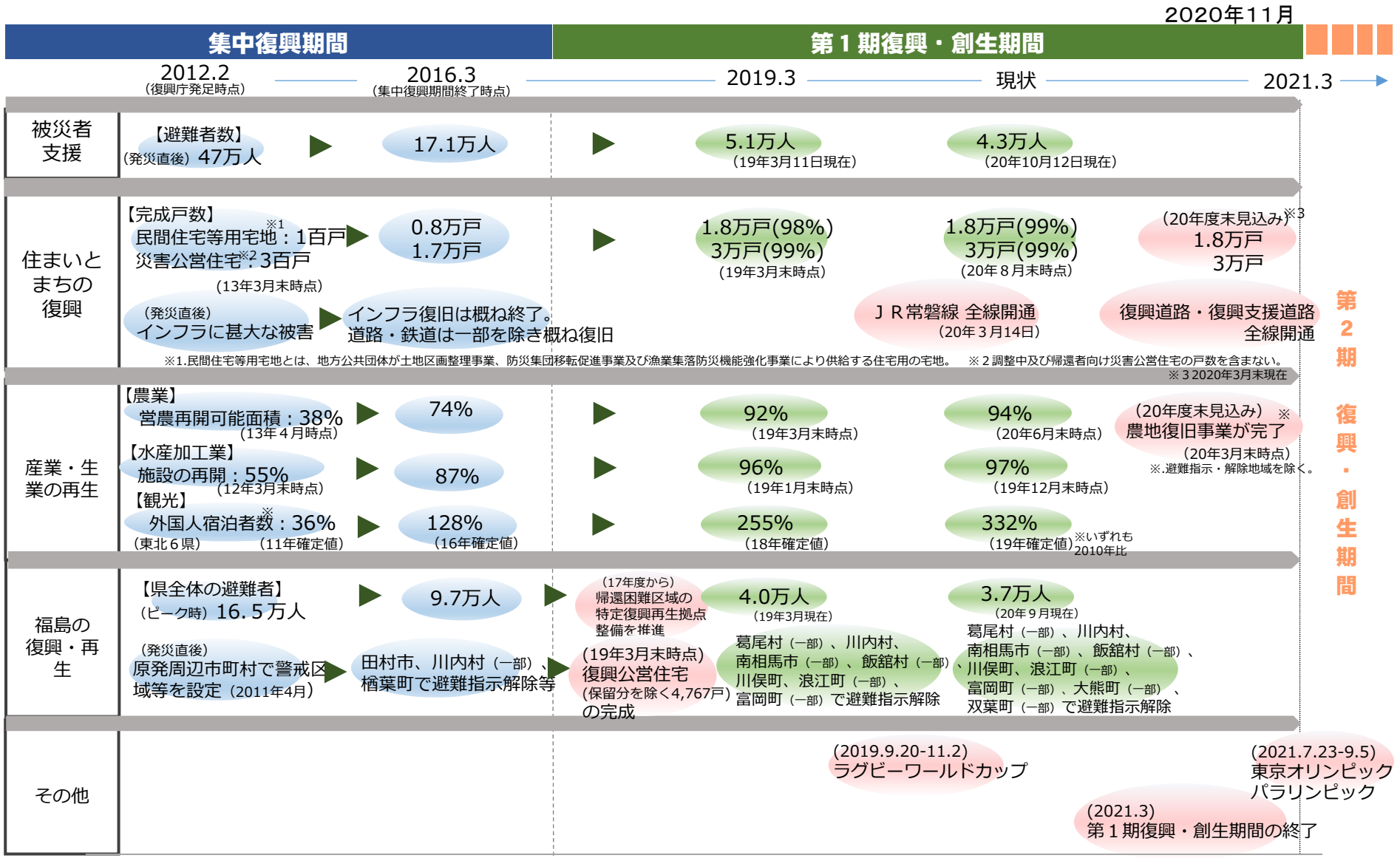

1　東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し②

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

2020年11月

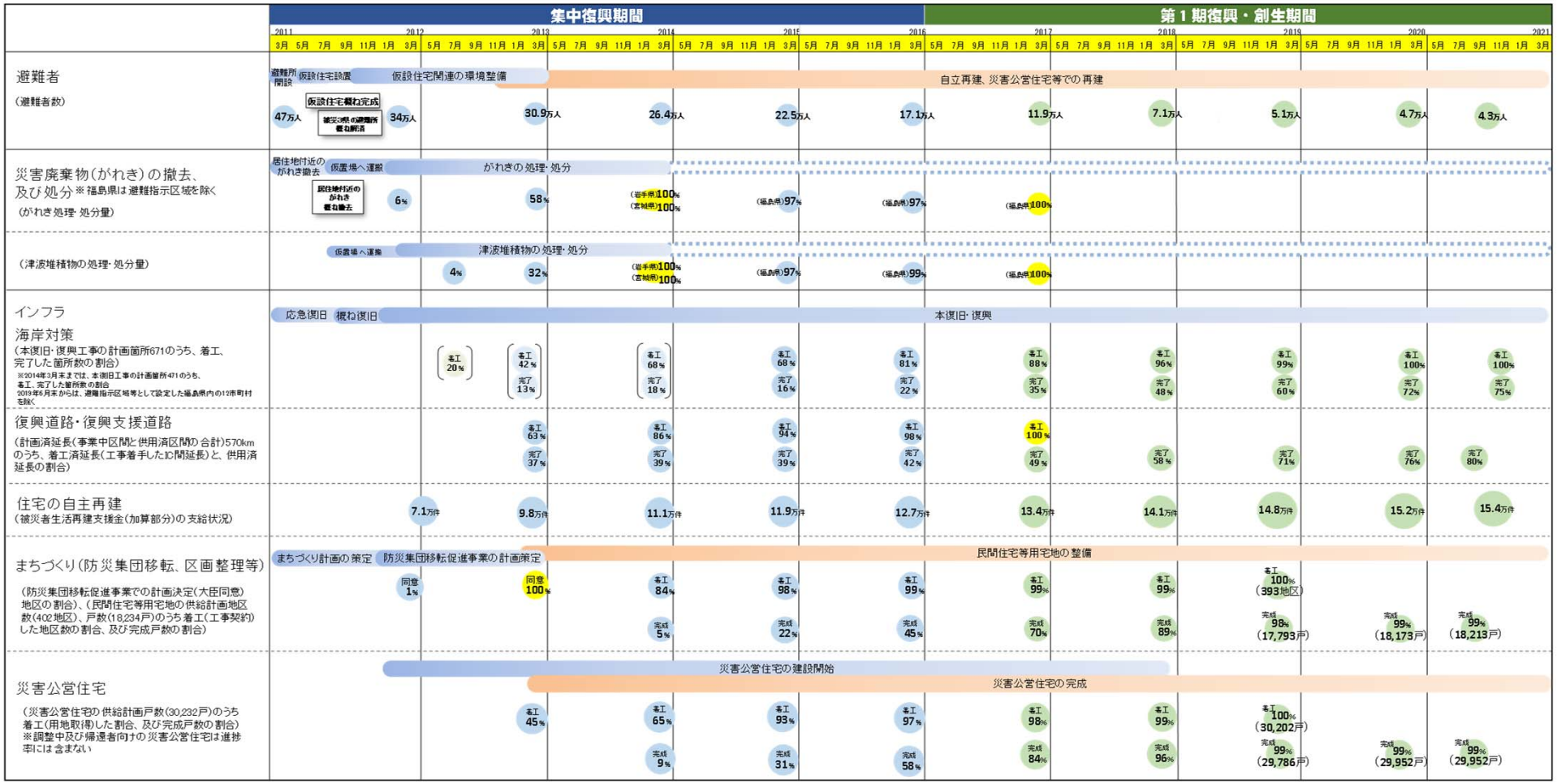

1　東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し③

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

2020年11月

※1 割合で示している各指標については、事業の進捗等に応じて、各時点で母数やその定義が一部異なる。
※2 新型コロナウイルス対策として、セーフティネット保証5号制度の臨時拡充があり、同データを用いての時系列での比較が困難となったため、「保証実績」は2020年9月分からセーフティネット保証5号分を除いている。

2　避難者・仮設住宅の状況

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

○ 避難者数は発災直後の約47万人から、現在約4．4万人となっている。
○ 住まいの再建への動きが進んでおり、仮設住宅等への入居戸数も減少している。
○ 岩手県・宮城県においては、復興・創生期間（2020年度）中に仮設生活の解消を目指し、住まいの確保への支援に注力する。

(1) 避難者の減少

時　点	避難者数
発災3日目（平成23年3月14日）（＊1）	約47万人
平成24年4月（＊2）	約34万人
平成25年4月	約31万人
平成26年4月	約26万人
平成27年4月	約22万人
平成28年4月	約17万人
平成29年4月	約11万人
平成30年4月	約6．8万人
平成31年4月	約4．8万人
令和2年4月	約4．4万人

＊1　緊急災害対策本部　青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木の避難者の合計。
＊2　平成24年4月以降復興庁調べ

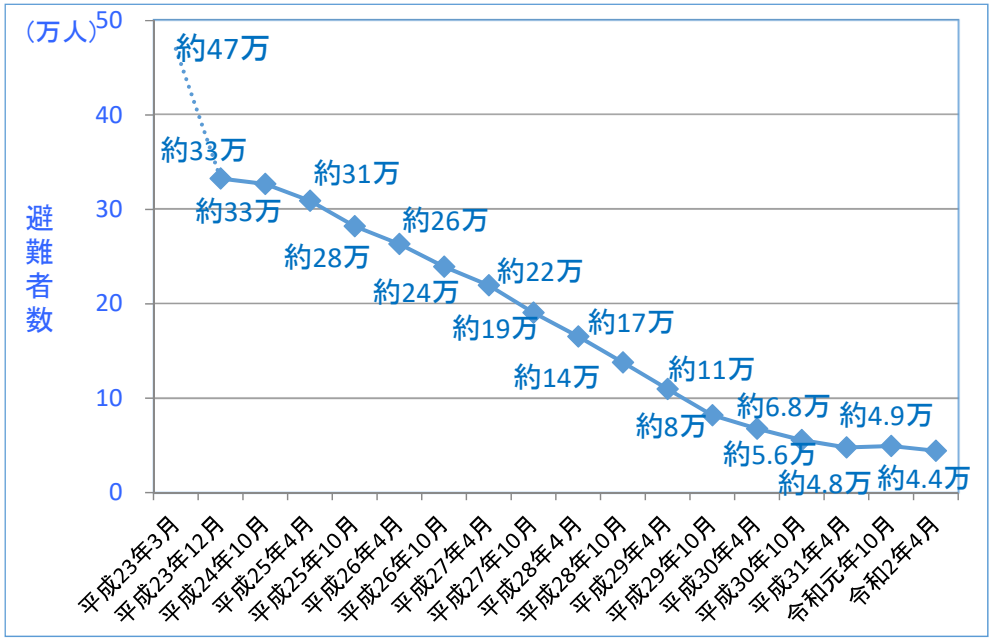

(2) 仮設住宅等の入居状況

〔　内閣府調べ　〕

		平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年11月	備　考
建設型仮設住宅	入居者数	30，761人	10，893人	2，409人	65人	岩手県・福島県 （茨城県・千葉県は平成26年度、宮城県は令和2年度に建設型仮設住宅の供与を終了。）
	入居戸数	15，459戸	5，722戸	1，239戸	29戸	
みなし仮設住宅等※	入居者数	40，442人	18，061人	7，857人	1，782人	全国計
	入居戸数	18，066戸	8，687戸	4，022戸	987戸	
合　計	入居者数	71，203人	28，954人	10，266人	1，847人	
	入居戸数	33，525戸	14，409戸	5，261戸	1，016戸	

※　みなし仮設住宅等…民間賃貸住宅の他、公営住宅、雇用促進住宅、公務員宿舎等も含む

3　災害廃棄物（がれき）処理の状況

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

○ 東日本の太平洋沿岸部を中心に、13道県にわたり災害廃棄物約2,000万トン、津波堆積物約1,100万トンが発生。
○ 目標としていた平成26年３月末までに、福島県を除く12道県で災害廃棄物及び津波堆積物の処理が完了。
○ 福島県については、対策地域を除き、平成29年８月末で災害廃棄物等の処理を完了。

(1)　災害廃棄物処理の状況

平成29年９月現在　※福島県の対策地域を除く

	災害廃棄物			津波堆積物			合計		
	推計量（万トン）	処理量（万トン）	割合（%）	推計量（万トン）	処理量（万トン）	割合（%）	推計量（万トン）	処理量（万トン）	割合（%）
岩手県	439	439	100	184	184	100	623	623	100
宮城県	1,223	1,223	100	728	728	100	1,951	1,951	100
福島県	302	304	101	136	136	100	438	440	100

(2)　広域処理（岩手県・宮城県）

- １都１府16県で約62万トンを広域処理。
- 可燃物・木くずの約１割、不燃混合物や漁具・漁網の約５割の処理に貢献。

(3)　再生利用

- 災害廃棄物の約８割、津波堆積物のほぼ全量を再生利用。
- このうち、公共事業等（堤防復旧、海岸防災林、港湾整備等）において約1,339万トンを利用。

(4)　福島県の対策地域の処理状況

- 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物対策地域の11市町村において、国が直轄で災害廃棄物等処理を実施。
- 令和２年４月末時点で、約265万トンの災害廃棄物等（帰還困難区域を含む）を仮置場に搬入完了（うち、約47万トンを焼却処理済、約162万トンを再生利用済、約13万トンが最終処分済）。

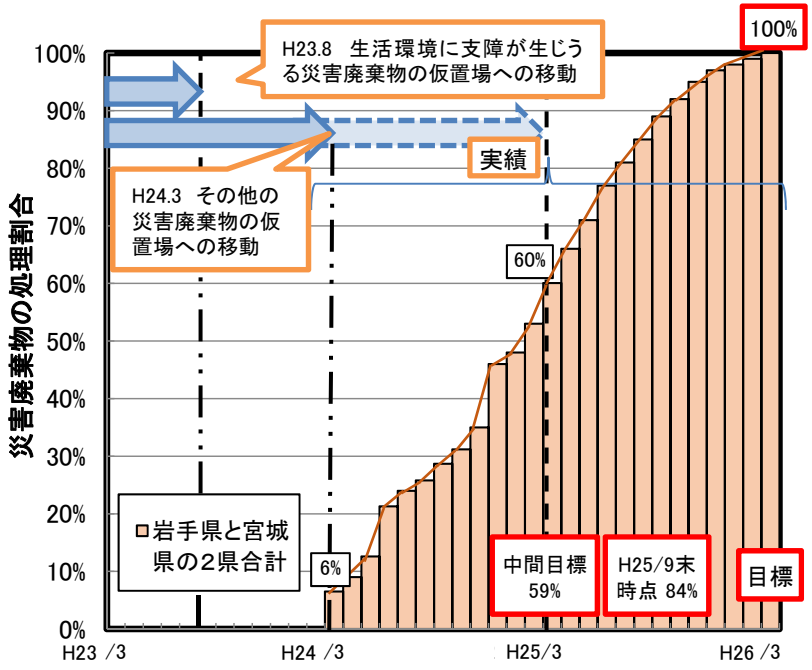

岩手県・宮城県沿岸市町村の災害廃棄物の処理目標と実績

4　公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況①

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

○安全・安心のための基盤整備関係（被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況）（令和2年9月末時点）

項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■海岸対策 本復旧・復興工事に着工した地区海岸、本復旧・復興工事が完了した地区海岸の割合	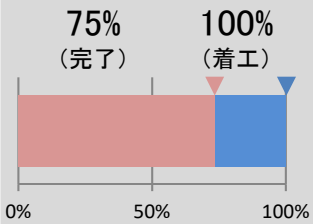	単位：地区海岸 復旧 / 復興 / 全体 着工 452 / 169 / 621 完了 368 / 97 / 465 計画数 452 / 169 / 621 ※「復旧」とは、災害復旧事業により行う復旧工事のこと。 ※「復興」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工事のこと。 ※国が避難指示区域等として設定した、福島県内の12市町村を除く。	**■下水道** 通常処理に移行した下水処理場※の割合 ※被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場。 復興まちづくり計画に基づき下水道事業を計画し、処理場またはポンプ場の整備を含む地区数のうち、 ・下水道事業に着工している地区数 ・下水道事業が一部供用開始した地区数 ・下水道事業が完了した地区数　の割合	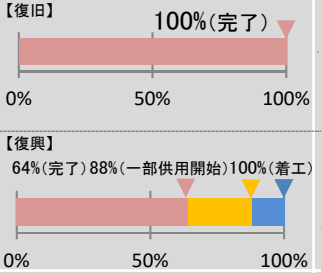	移行済みの処理場数　73 災害査定を実施した処理場数　73 着工地区数　25 一部供用開始地区数　22 完了地区数　16 計画地区数　25
■海岸防災林の再生 本復旧工事に着工した海岸防災林、本復旧工事が完了した海岸防災林の割合	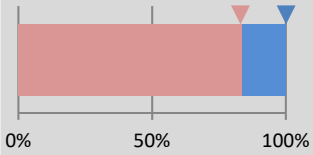	着工延長　164km 完了延長　138km 要復旧延長　164km※ ※青森県～千葉県における延長	**■水道施設** 本復旧・復興工事に着工・一部供用開始・完了した水道事業数の割合	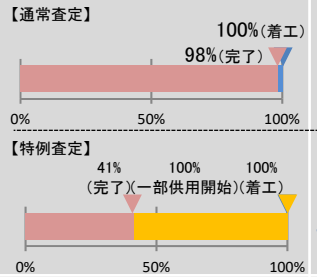	着工　184事業 完了　181事業 査定　184事業 ※通常査定 復旧方法を確定させた上で実施した災害査定。 （避難指示区域を含む） 着工　46事業 一部供用開始　46事業 完了　19事業 査定　46事業 ※特例査定 復興計画が定まらず復旧方法が確定しない地区において実施した災害査定。
■河川対策 （直轄区間） 本復旧工事が完了した河川管理施設（直轄管理区間）の割合		完了箇所数　2,115 被災した河川管理施設の箇所数　2,115 ※旧北上川（本復旧工事完了済）では、引き続き地震・津波対策を実施中。	**■災害廃棄物の処理** 災害廃棄物の処理が完了した割合	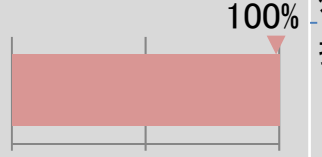	処理量　1,843万t※ 推計量　1,843万t※ ※市街地復興パターン検討調査を実施した43市町村分に限る。 福島県南相馬市の分別土砂の再生利用を除き、平成29年3月末時点で処理完了
■河川対策 （県・市町村管理区間） 本復旧工事が完了した河川管理施設（県・市町村管理区間）の割合	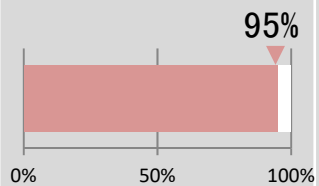	完了箇所数　1,024 被災した河川管理施設の箇所数　1,073	**海岸対策の状況** 仙台湾南部海岸▶ 国施工区間（代行区間含む）について、全区間（40km）の施工を平成29年3月末に完了した。	（被災状況） （本復旧完了） 	

4　公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況②

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

○ 交通関係（被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況）

（令和2年9月末時点）

項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■交通網（道路） （直轄区間） （本復旧が完了した道路開通延長の割合）	100% 0% 50% 100%	完了済み開通延長 1,161km 主要な直轄国道※の総開通延長　1,161km ※避難指示解除準備区域等を含む ※岩手、宮城、福島県内の国道4号、6号、45号に限る。	■交通網（港湾） （本復旧工事が完了した復旧工程計画に定められた港湾施設の割合）	100% 0% 50% 100%	完了箇所数　131 被災した港湾施設の箇所数　131
■交通網（道路） （県・市町村管理区間） （本復旧が完了した道路路線数の割合）	99% 0% 50% 100%	完了済み路線数 6,184路線 被災した道路の路線数 6,264路線			
■交通網（道路） （復興道路・復興支援道路） （復興道路・復興支援道路の着工率 復興道路・復興支援道路の整備率）	80%（完了）　100%（着工） 0% 50% 100%	着工済延長　570km※1 供用済延長　457km ※1：工事着手したIC間延長 計画済延長　570km※2 ※2：事業中区間と供用済区間の合計			
■交通網（鉄道） （運行を再開した鉄道路線延長の割合）	100% 0% 50% 100%	運行再開した路線延長 2,350.9km※1 ※2 被災した路線延長 2,350.9km※1 ※3 ※1：岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道分を計上 ※2：JR大船渡線・気仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む ※3：避難指示解除準備区域等を含む（JR常磐線 浪江～富岡駅間（20.8km）を含む）			

道路の状況

復興支援道路
相馬福島道路
伊達桑折IC～桑折JCT
（2.0km）開通
（R2.8.2）

鉄道の状況

JR常磐線
浪江駅～富岡駅間
運転再開（R2.3.14）

港湾の状況

仙台塩釜港
（仙台港区中野地区）
コンテナの荷役

4　公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況③

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

○ 公営住宅・まちづくり関係（被災者が安心して生活するために必要な住宅等の復旧・復興状況）

（令和2年9月末時点）

項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり （民間住宅等用宅地※1） 〔造成工事の着工数、造成工事の完了数の割合〕 ※1：高台移転を指しており、 ・防災集団移転促進事業 ・土地区画整理事業 ・漁業集落防災機能強化事業 の3事業の合計。	【地区ベース】※2 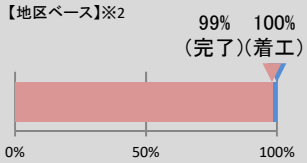 【戸数ベース】 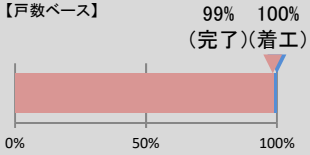	着工　393地区 完了　391地区 計画　393地区 着工　18,227戸 完了　18,217戸 計画　18,227戸 ※2：地区数については、土地区画整理のうち防集や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区、防集のうち災害公営のみにより宅地供給される地区といった重複地区を除く。

項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり （防災集団移転促進事業） 〔造成工事の着工数 造成工事の完了数 の割合〕 ※災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む ※供給計画は「住まいの復興工程表」（R2.9末時点）による。	【地区ベース】 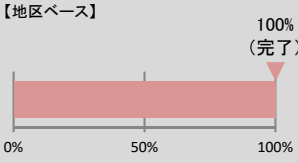 【戸数ベース】 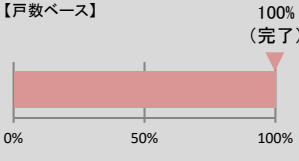	着工　324地区 完了　324地区 計画　324地区 着工　8,375戸 完了　8,375戸 計画　8,375戸

高台移転

防災集団移転促進事業 ▶

〔岩手県宮古市田老地区〕

漁業集落防災機能強化事業 ▶

〔宮城県女川町大石原浜地区〕

項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり （土地区画整理事業） 〔造成工事の着工数 宅地の引渡開始地区数 造成工事の完了数 の割合〕 ※防災集団移転促進事業や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む ※供給計画は「住まいの復興工程表」（R2.9末時点）による。	【地区ベース】 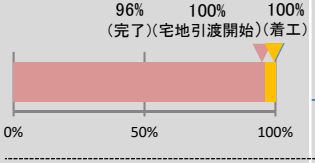 【戸数ベース】 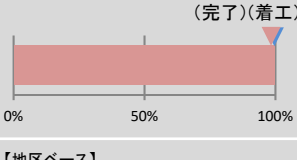	着工　50地区 宅地引渡開始　50地区※1 完了　48地区 計画　50地区 着工　9,358戸 完了　9,348戸※2 計画　9,358戸 ※1：宅地の一部を引渡した地区を計上 ※2：一部完了地区で供給された戸数も含む
■復興まちづくり （漁業集落防災機能強化事業） 〔事業費措置の地区数 造成工事の着工数 造成工事の完了数 の割合〕 ※供給計画は「住まいの復興工程表」（R2.9末時点）による。	【地区ベース】 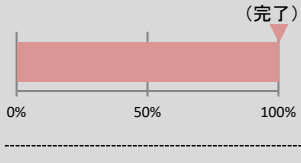 【戸数ベース】 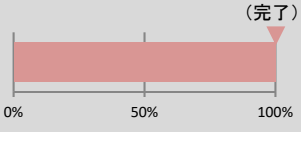	着工　36地区 完了　36地区 計画　36地区 着工　495戸 完了　495戸 計画　495戸

4　公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況④

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

○ 公営住宅・まちづくり関係（被災者が安心して生活するために必要な住宅等の復旧・復興状況）

（令和2年9月末時点）

項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり （津波復興拠点整備事業） （造成完了した地区数の割合）	100%（完了） 0% 50% 100%	完了地区数　24 計画地区数　24※ ※津波復興拠点整備事業として復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定をした地区数	■復興まちづくり （学校施設等） （復旧が完了した公立学校施設の割合）	99% 0% 50% 100%	完了学校数　2,318 （応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み） 災害復旧事業申請学校数　2,330※ ※申請予定も含む
■復興まちづくり （造成宅地の滑動崩落防止） （対策工事が完了した地区数の割合）	100%（完了） 0% 50% 100%	完了地区数　182 計画地区数　182※ ※復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち、対策工事が必要な地区数	■災害公営住宅 （災害公営住宅の用地確保が完了した戸数 建築工事に着手した戸数 建築工事が完了した戸数 の割合） ※供給計画は「住まいの復興工程表」（R2.9末時点）による。 ※進捗率には、調整中及び帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。	100%（用地確保） 100%（工事着手） 99%（工事完了） 0% 50% 100%	用地確保済み戸数 30,200　（29,654） 建築工事着手戸数 30,077　（29,654） 建築工事完了戸数 29,978　（29,555） 計画戸数 30,232　（29,654） ※（ ）内の数値は調整中及び帰還者向け災害公営住宅を除いた戸数
■復興まちづくり （医療施設） （医療施設等災害復旧費補助金を活用して復旧整備をした医療施設の割合）	100% 0% 50% 100%	復旧した医療施設数 298 被災した医療施設数 298	**学校施設等の状況** 高田高校 （岩手県陸前高田市）		
（医療機能の回復） （被災三県において被災した病院のうち、受入制限又は受入不可から回復した病院の割合）	98% 0% 50% 100%	受入回復した病院数 179 入院の受入制限又は受入不可を行った病院※数 182 ※避難指示区域内（平成24年時点）、廃止済みの病院を除く。	**災害公営住宅の状況** 東町地区 （福島県須賀川市）		

4　公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況⑤

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

○ 農林水産業関係（被災地域の主な産業基盤である農業、林業、水産業の復旧・復興状況）

（令和2年9月末時点）

項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■農地 （津波被災農地面積のうち営農再開可能面積の割合）	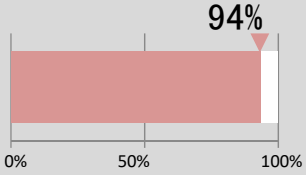	営農再開可能面積 18,450ha 津波被災農地面積※ （農地転用等を除く） 19,690ha ※青森県～千葉県における津波被災農地面積21,480ha（避難指示区域を含む）	■漁港 （陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港、一部でも陸揚げが可能となった漁港の割合）	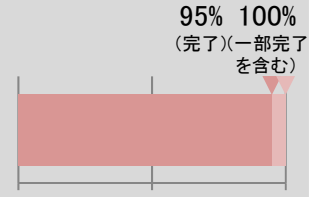	全機能が回復済みの漁港数　303 一部機能が回復済みの漁港数　16 被災した漁港数　319
■排水機場（農業用） （本復旧に着手した、又は本復旧が完了した主要な排水機場の割合）	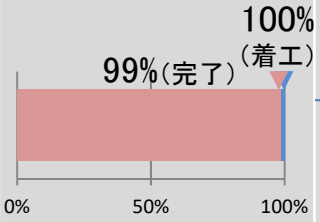	着工箇所数　96箇所 完了箇所数　95箇所 復旧が必要な主要な排水機場　96箇所	■漁場（養殖） （がれき撤去が完了した養殖漁場の割合）	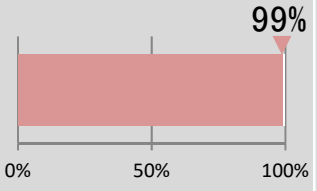	がれき撤去完了箇所数 1,130 養殖漁場の箇所数 1,138※ ※再流入による追加箇所数を含む
■養殖施設 （養殖施設の復旧の割合）	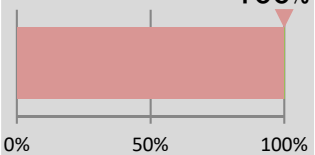	復旧した施設数 68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数 養殖業再開希望者の施設数　68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数	■漁場（定置） （がれき撤去が完了した定置漁場の割合）	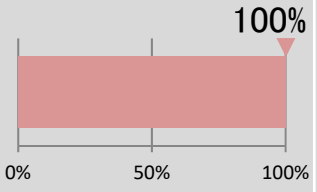	がれき撤去完了箇所数 988 定置漁場の箇所数 988※ ※再流入による追加箇所数を含む
■定置網 （大型定置網の復旧の割合）	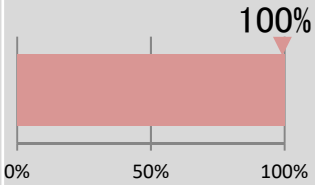	復旧数　143 操業再開希望数　143			

農地の状況

（仙台市）

営農を再開した農地 ▶

漁港の状況

（気仙沼漁港）

陸揚げ岸壁の復旧 ▶

5　住宅再建に向けた取組（災害公営住宅・民間住宅等用宅地の整備）

復興庁 Reconstruction Agency 新たなステージ　復興・創生へ

○ 住宅再建や復興まちづくりの加速化に向けて、引き続き、復興交付金による支援、円滑な施工確保の支援等を実施。
○ 住宅再建は着実に進捗し、平成30年度までに概ね完了。

復興まちづくりの進捗状況（令和2年9月末時点）

・被災3県で、民間住宅等用宅地[注1)]は計画戸数の99%、災害公営住宅は計画戸数の99%が完成。
・平成30年度末には概ね完了。

災害公営住宅　進捗率[注2)注3)]

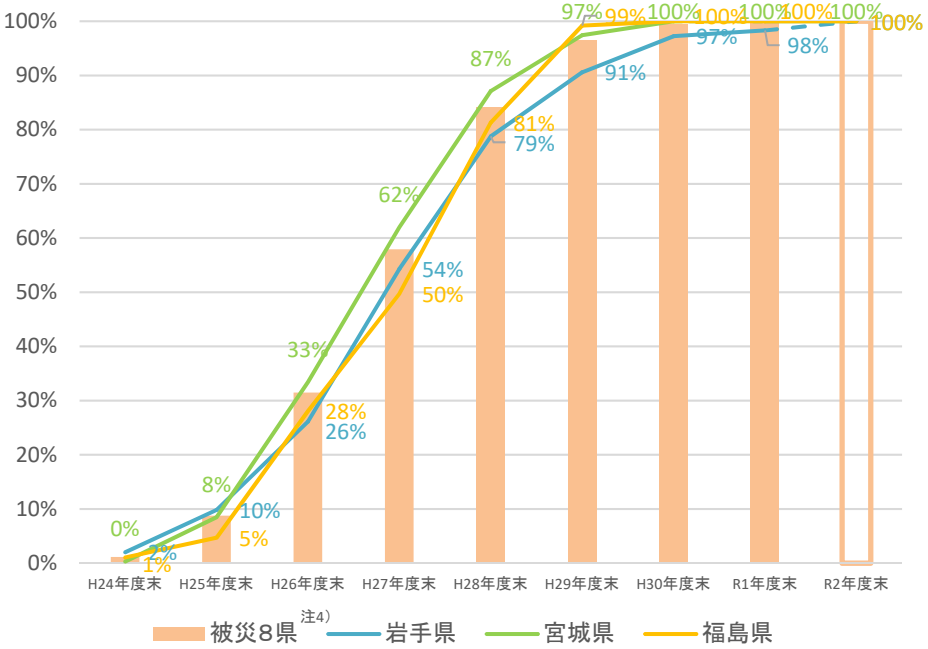

民間住宅等用宅地　進捗率[注2)]

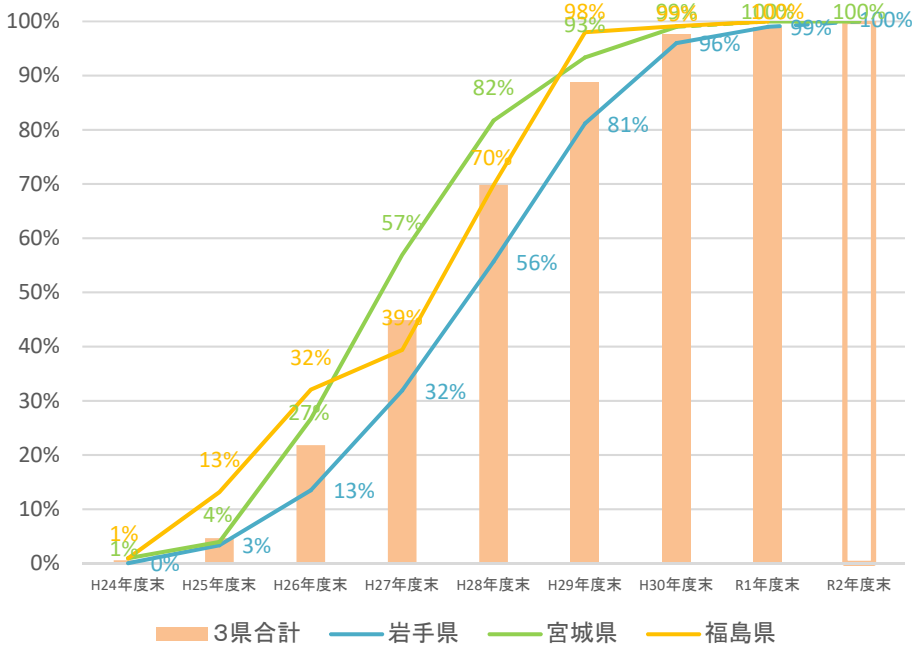

注1）民間住宅等用宅地は、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業の3事業を指す。
注2）令和2年度末の進捗率に関しては、住まいの復興工程表（令和2年9月末時点）に基づいて記載。
注3）災害公営住宅の進捗率には、調整中及び原発避難からの帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。
注4）被災8県とは、岩手県、宮城県、福島県の3県の他、青森県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県の5県を合わせた計8県のことである。

6　産業の復旧・復興の状況①

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

○被災3県の製造品出荷額等は、概ね震災前の水準まで回復した。
○グループ補助金交付先アンケートでは、現在の売上げ状況が震災直前の水準以上まで回復していると回答した企業の割合は、44.0%。
○業種別に見ると、震災直前水準以上に売上げが回復しているという割合が最も高いのは建設業（70.7%）、次いで運送業（56.7%）。最も低いのは、旅館・ホテル業（30.2%）、次いで水産・食品加工業（31.2%）。

製造品出荷額等の推移

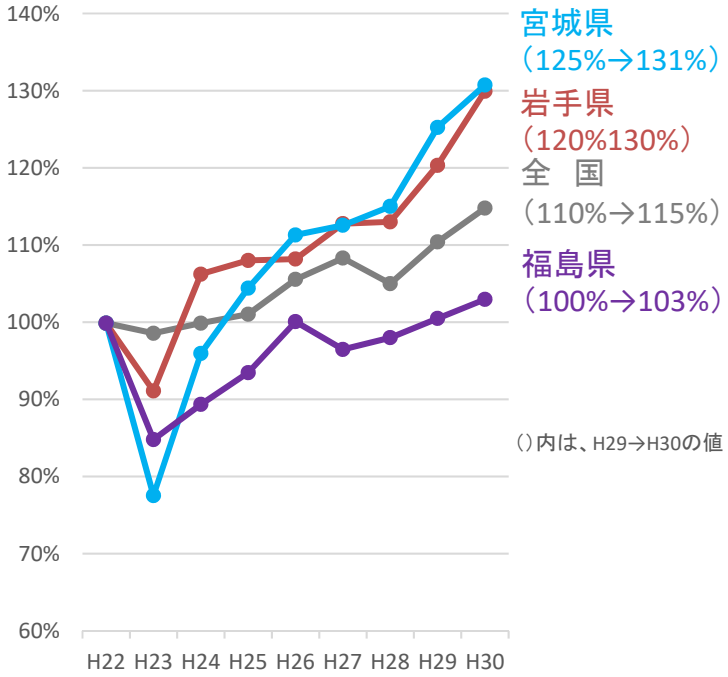

出典：経産省「工業統計」

売上げの回復状況（グループ補助金交付先アンケート調査）
※上から順にH24 .2、H24.9、H25.6、H26.6、H27.6、H28.7、H29.6、H30.6、R1.6、R2.6の調査結果

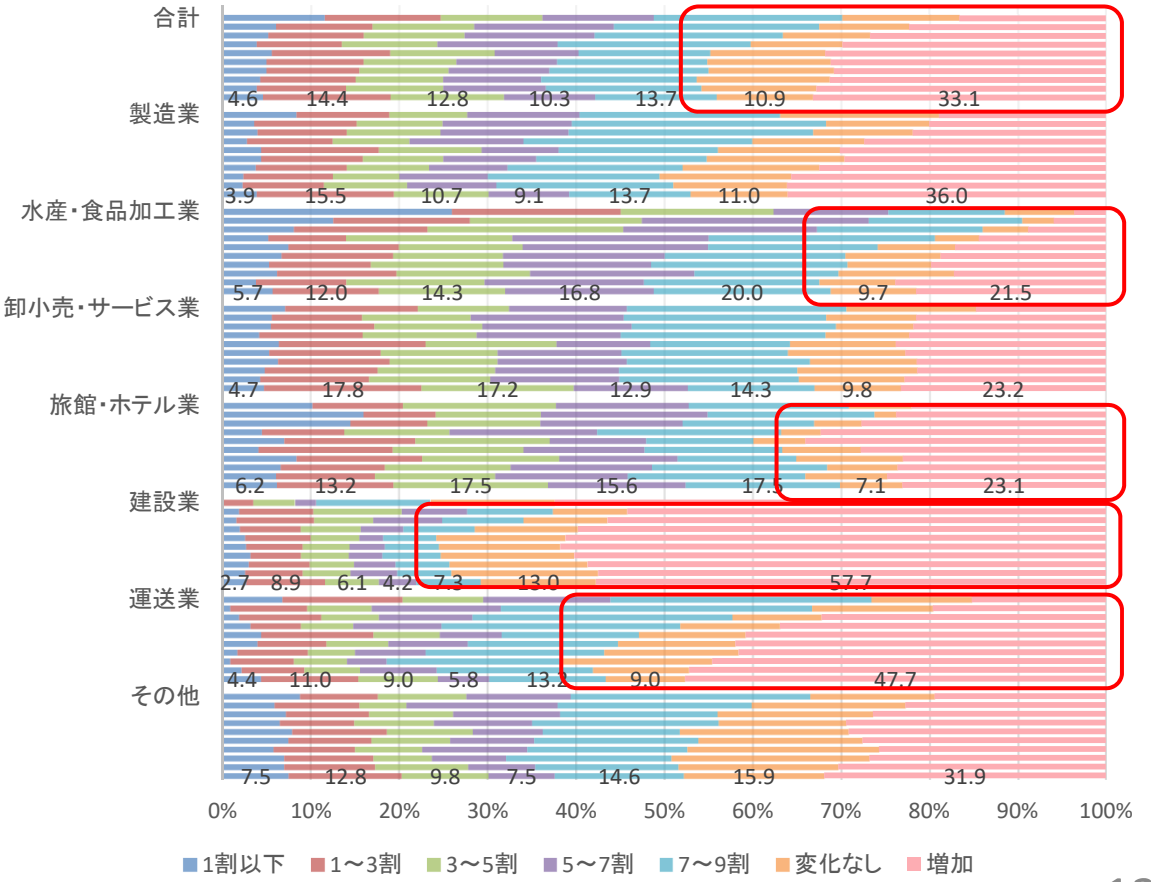

※1割以下には売上なしも含む。　（資料：東北経済産業局調査を元に復興庁作成）

6　産業の復旧・復興の状況②

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

○ 津波被災農地の営農再開に向けて農地復旧や除塩等を進めており、農地復旧と一体的に農地の大区画化や利用集積を進めるなど、全国のモデルとなるような取組を推進。

①　農林水産業における農地の復旧状況

○ 6県（青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉）の津波被災農地から農地転用が行われたもの等を除く復旧対象農地（ 19,690ha ）のうち、18,450haで営農再開が可能。（令和2年6月末時点）

②　農地の大区画化の状況

○ 岩手県、宮城県、福島県においては、復興交付金等を活用し、面的な集積による経営規模拡大や土地利用の整序化を図る農地の大区画化等に取り組み中。

農地の大区画化の県別面積（ha）

県名	大区画化に取組む地区の計画面積（注１）	整備完了面積【 全 体 】	左記のうち大区画化を行った面積（注２）
岩手県	50	50	10
宮城県	6,490	6,480	5,650
福島県	1,690	1,560	1,260
計	8,230	8,090	6,920

注1：津波被災農地と一体的に整備する農地を含む。（令和2年３月末時点）
注2：大区画化とは、農地を0.5ha以上の区画に整備するもの。

事例：福島再生加速化交付金（原町東地区（南相馬市））
大区画化整備図

※福島県の原町東地区（地区面積：503ha）では、生産性の高い大規模な営農を展開するため、被害が甚大であった農地の復旧と併せて、ほ場を大区画化（10～30a→標準区画1.2ha）する計画。

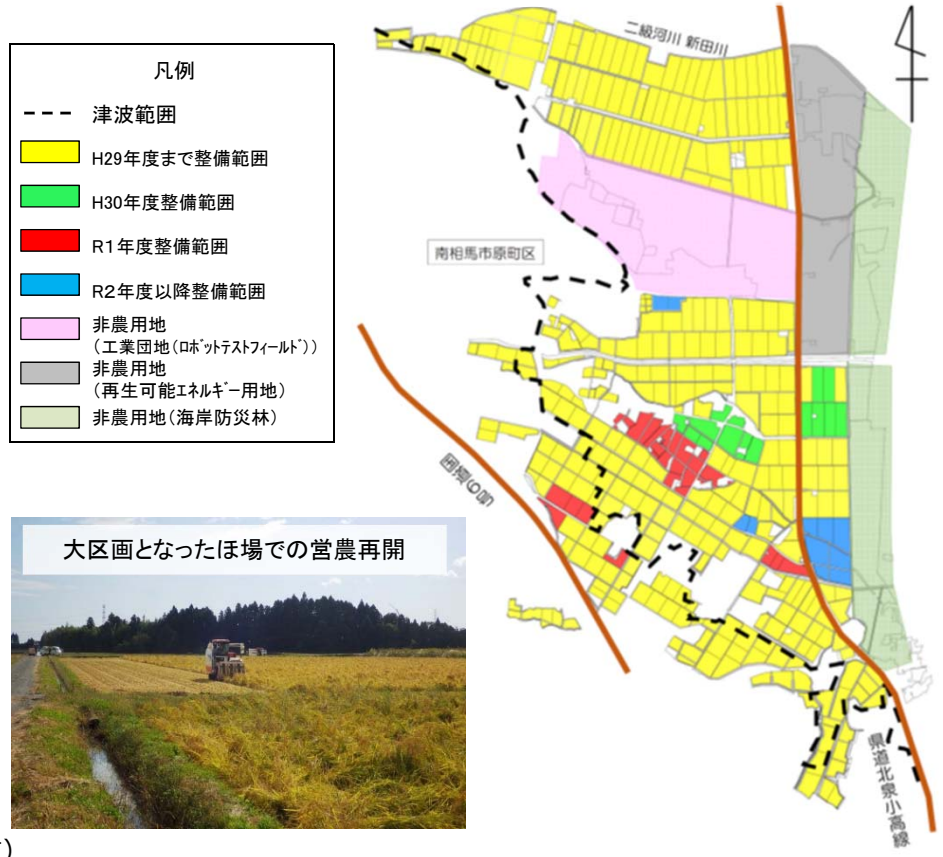

大区画となったほ場での営農再開

6　産業の復旧・復興の状況③

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

○ 被災した漁港の全てで陸揚げ機能が回復し、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の水産加工施設の9割以上で業務を再開。引き続き、漁港の復旧を実施するとともに、高度衛生管理に対応した荷捌き所の整備や水産加工施設の復旧を推進。

○ 水産加工業の売上げは回復途上。青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県全体の水産加工業者のうち、売上げが震災前の水準以上まで回復した割合は22%、8割以上回復した割合は50%にとどまる。引き続き、水産加工業における販路の回復・開拓等の取組を支援。

漁港

陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港、一部でも陸揚げが可能となった漁港の割合
※R1. 9月末時点

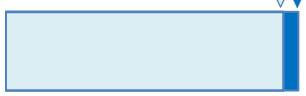

全機能が回復済みの漁港数　303
一部機能が回復済みの漁港数　16
被災した漁港数　319

水産加工施設

97%

被災3県で業務再開を希望する水産加工施設のうち、業務再開した施設の割合
※R1. 12月末時点

被災3県で業務再開を希望する水産加工施設数：781施設
業務再開した水産加工施設数：　754施設

水産加工業の売上げの回復状況

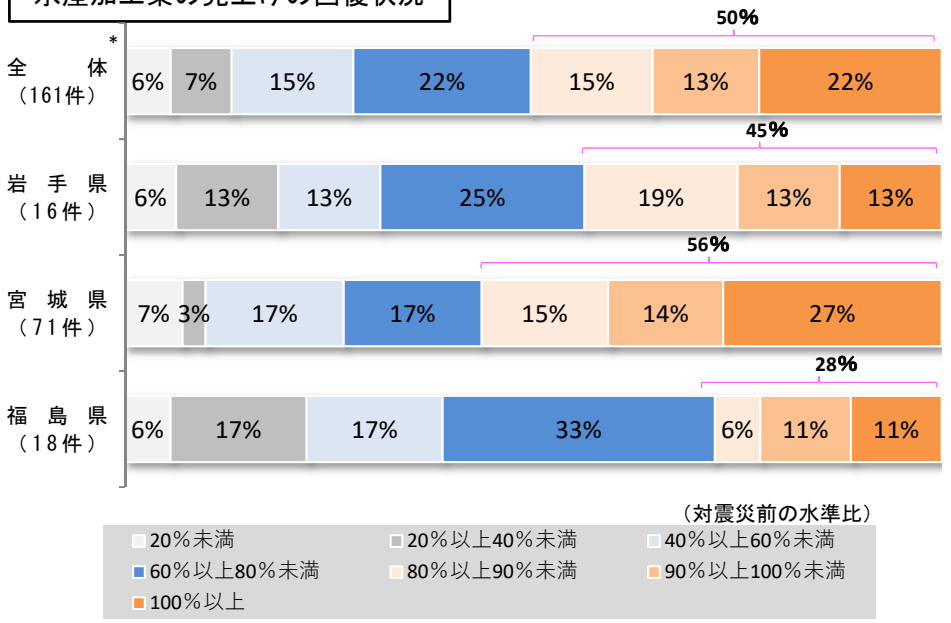

＊「全体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県の合計を指す。

資料：令和2年4月　水産庁
「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第7回）」

6　産業の復旧・復興の状況④

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

○ 東北6県の外国人延べ宿泊者数は、震災直後の約51万人から2019年には約168万人と、震災前の約3倍に増加。
○ 引き続き、東北の観光復興に向けた取組を促進。

観光業

○各県へ来訪した外国人延べ宿泊者数の推移（2010年を100とした場合の指数）

（千人泊）

	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1
全国	26,023	17,016	23,823	31,242	42,073	60,509	64,067	72,934	83,566	101,306
東北6県	505	184	233	289	354	526	648	967	1,287	1,680
東北3県	330	104	146	171	213	309	372	531	751	1,039
青森県	59	28	39	57	70	110	144	243	296	338
岩手県	83	32	43	61	73	99	125	183	246	325
宮城県	159	48	75	78	103	161	175	252	364	534
秋田県	64	22	24	32	34	50	62	95	112	119
山形県	53	30	23	29	38	57	70	98	128	185
福島県	87	24	29	31	37	48	71	96	141	179

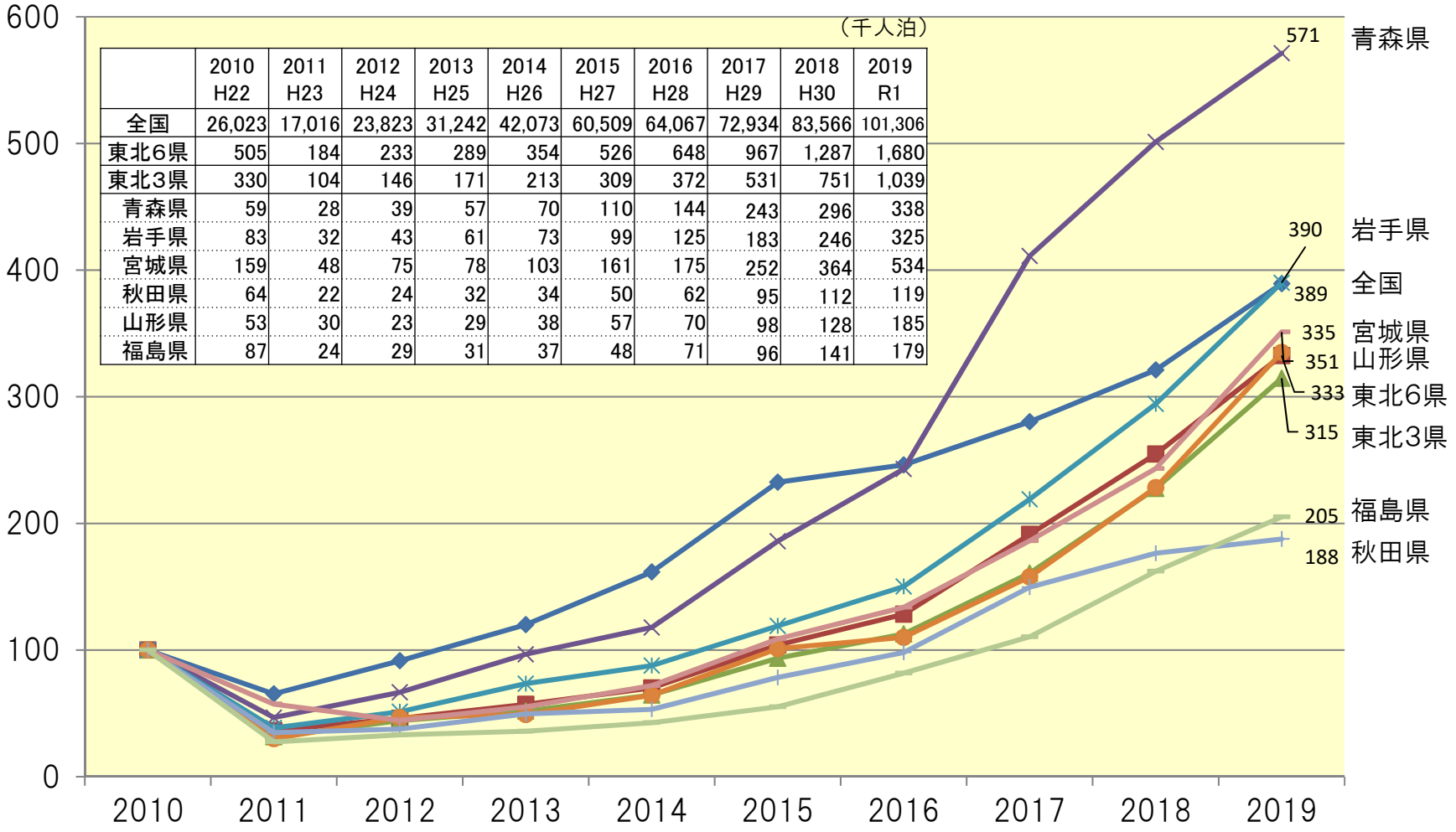

※観光庁「宿泊旅行統計調査」より
※従業員10人以上の宿泊施設を対象

6　産業の復旧・復興の状況⑤

㈱東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期間の延長について

○ 東日本大震災により過大な債務を負っている事業者であって事業の再生を図ろうとするものに対し、金融機関からの債権買取り等を通じて、二重ローン問題を解消しつつ、事業の再生を支援（最長15年間支援）。

○ 平成23年11月、議員立法により機構法が成立。平成24年2月に機構を設立し、同年3月から業務開始。

○ 平成30年2月、議員立法により支援決定期間を約3年間延長（⇒ 支援決定期間：令和3年3月31日まで）

○ 令和2年9月の与党提言において「支援決定した事業者の再生に全力を尽くし」（支援決定期間はこれ以上延長せずとの趣旨）と方向づけ。

機構活用ニーズとして見込まれる事業者

- インフラ整備の完了に伴い、仮設から本設へ移転する際の新規借入れにより債務負担が増大する事業者
- 既存顧客の喪失や風評被害等により売上回復が遅れる中、資金繰りが厳しくなる事業者
- グループ補助金の自己負担分の借入れの返済猶予期限が到来し、資金繰りが厳しくなる事業者

これまでの取組状況（令和２年10月末現在）

○ 相談件数：2,938件　支援決定件数：744件

○ 債権買取：709件、1,323億円　債務免除：525件、660億円

※ 上記の他、買取債権に係る金利減免・劣後債権化により、金利負担を軽減。新規融資への保証付与により、金融機関からの新規融資の獲得を後押し。

○ 事業再生計画（最長15年間）の策定、継続的な状況把握、販路開拓等の本業支援を実施中。

※年度ごとの相談件数の推移

※年度末時点の支援決定件数の累計

7　復興特区制度の活用状況（税制上・金融上の特例による投資・雇用実績）

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

税制上の特例による投資・雇用実績

○県・市町村が作成する復興推進計画において、特例の対象区域や集積を目指す業種を記載。
○内閣総理大臣による復興推進計画の認定後、県・市町村が税制特例の対象となる具体の事業者を指定。
○指定事業者等に対し、投資に係る特別償却等や被災雇用者等を雇用した場合に税額控除の特例を適用。
○指定件数が約5,500者となり、投資額等の増加として効果が現れている。

（令和２年６月末現在）

	H23年度 H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	累計
計画認定数	17	3	2	2	4	1	1	0	30
指定件数	1,659	1,037	878	700	480	354	406	323	5,837
指定事業者による投資額（億円）※1	4,178	4,668	4,852	5,533	4,787	4,544	4,795	4,123	37,479
指定事業者の雇用数（人）※2	55,608	73,743	100,409	108,885	108,136	84,118	41,816	17,198	―

※四捨五入の関係上、合計が符合しない場合がある。

○活用事例（宿泊施設の建設）

建物が全壊した宿泊業者が、特区法による税制特例を活用し、沿岸部から高台に造成した土地に建物を移転新築して営業を再開。

宿泊施設外観
（陸前高田市）

（※1）特別償却または税額控除

（※2）事業者は指定後5年間税額控除可能。雇用数は、当該年度以前の指定事業者分を含む

金融上の特例による投資・雇用実績

○一定の雇用創出等が見込め、一定規模の借入れ(3億円以上)を伴う事業に対し、利子補給金を支給(5年間,上限0.7%)
○内閣総理大臣による復興推進計画の認定後、融資実行毎に指定金融機関と利子補給契約を締結。
○認定件数は概ね毎年30件前後で推移。認定の効果が投資額・雇用数の増加として現れている。

（令和２年11月末現在）

	H23・24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	累計
計画認定数	25	32	35	28	31	22	25	16	7	221
事業数	25	32	35	28	31	22	25	16	7	221
融資見込額（億円）	745	602	637	630	396	495	327	222	145	4,200
投資見込額（億円）	2,648	1,522	1,788	1,363	1,297	1,032	521	451	235	10,858
新規雇用予定者数（人）	1,541	1,671	1,260	2,077	637	870	502	391	42	8,991

※四捨五入の関係上、合計が符合しない場合がある。

○活用事例（食品卸売事務所・加工場の建設）

女川町の法人（冷凍事業者と水産加工事業者が共同して設立）が復興交付金に係る補助を受けて新設した水産加工品製造工場等について、自社借入分に対する利子補給を実施。（税制特例も適用）

水産加工場外観
（女川町）

8　避難者数・避難指示解除の状況

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

【避難者の状況】

東日本大震災による福島県全体の避難者
約3．7万人　（2020年10月時点）

※ピーク時（2012年5月）は約16．5万人

避難指示区域からの避難対象者
約2．3万人　（7市町村）

※避難指示区域設定時（2013年8月）は約8．1万人

帰還困難区域
約2．3万人

【最近の避難指示解除の状況】

（1）田村市：2014年4月1日　避難指示解除準備区域を解除
（2）楢葉町：2015年9月5日　避難指示解除準備区域を解除
（3）葛尾村：2016年6月12日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 川内村：2016年6月14日　避難指示解除準備区域を解除 (2014年10月1日に、一部地域で避難指示解除を実施するとともに居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し) 南相馬市:2016年7月12日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
（4）飯舘村：2017年3月31日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
（5）川俣町：2017年3月31日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
（6）浪江町：2017年3月31日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 富岡町：2017年４月1日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
（7）大熊町：2019年4月10日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
（8）双葉町：2020年3月4日　特定復興再生拠点区域の一部解除、 避難指示解除準備区域を解除
（9）大熊町：2020年３月５日　特定復興再生拠点区域の一部解除
（10）富岡町：2020年３月１０日　特定復興再生拠点区域の一部解除

避難指示区域の概念図（2020年3月10日時点）

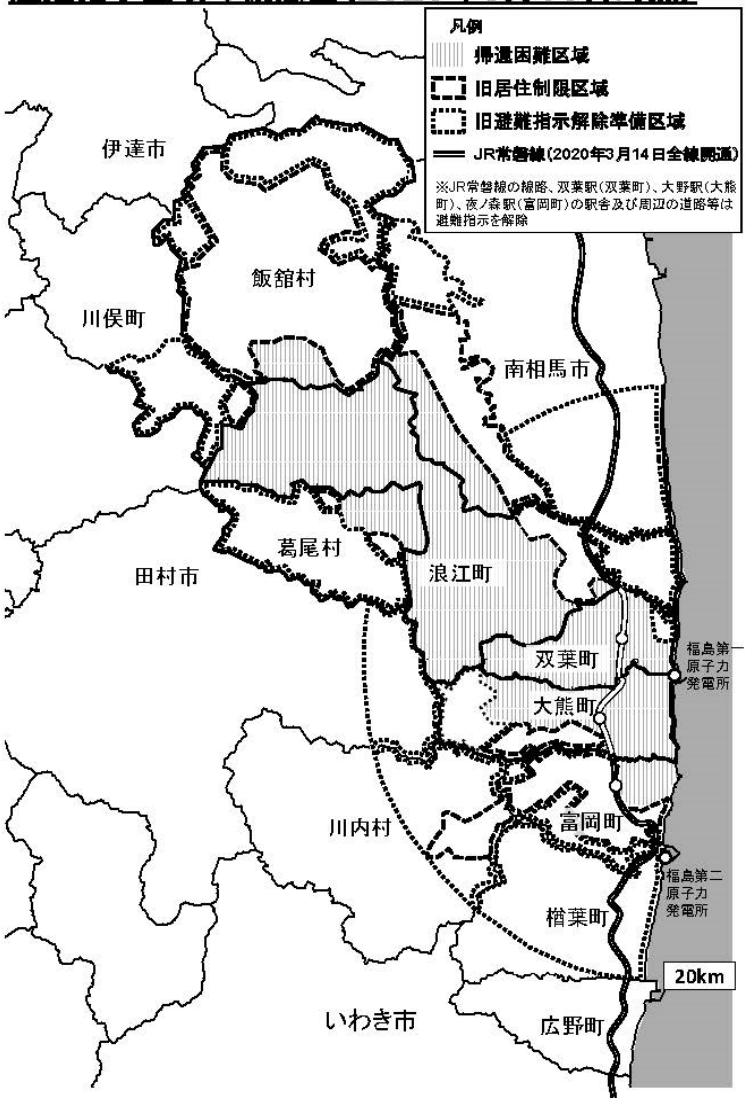

（備考）・東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」（第1770報：2020年11月5日）による。
・避難指示区域からの避難対象者数は、市町村から聞き取った情報（2019年4月1日時点の住民登録数）を基に原子力被災者生活支援チームが集計。

9　除染の進捗状況

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

○　2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了。
（帰還困難区域については、今後、特定復興再生拠点区域の整備の中で対応。）

＜汚染状況重点調査地域（市町村除染）＞

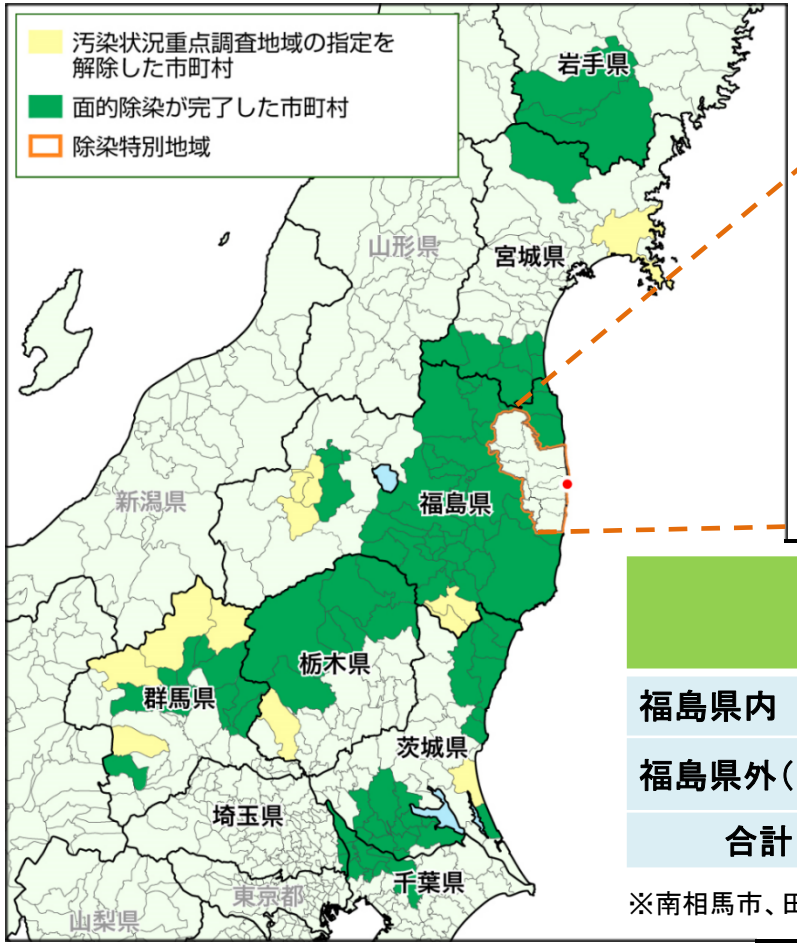

＜除染特別地域（国直轄除染）＞

→**2017年3月に面的除染完了**

	面的除染完了市町村		
		特別除染地域（11）	汚染状況重点調査地域（93）
福島県内	43※	11	36
福島県外（7県）	57	—	57
合計	100	2017年3月に完了	2018年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方がある

10　生活環境整備の状況

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

○　医療・介護・教育など、避難指示解除区域に**帰還し、あるいは帰還しようとする住民が安心して生活を再開するための環境整備**に取り組んでいる。

医療・介護・福祉

2018年４月　南相馬市
「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
2018年４月　富岡町
24時間体制で地域の中核的な医療を担う
「福島県ふたば医療センター附属病院」開設
2020年４月　大熊町
「認知症高齢者グループホーム おおくまもみの木苑」開設

ふたば医療センター

住まい

復興公営住宅：計画戸数4,890戸うち4,767戸完成
帰還者向け災害公営住宅：
計画戸数455戸うち423戸完成

県営復興公営住宅「日和田団地」

教育

小中学校再開：10市町村再開済
新規開校等：
2019年４月「ふたば未来学園中学校」開校
2020年４月「いいたて希望の里学園」開校
2021年４月「川内小中学園」開校予定

ふたば未来学園中学校
開校式

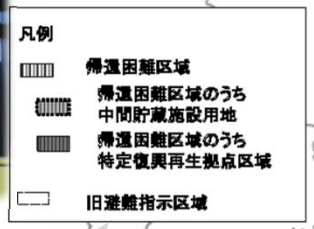

交通機関等

〔JR常磐線〕
2020年３月　全線開通、Jヴィレッジ駅常設
〔常磐自動車道〕
2019年３月　「常磐双葉IC」開通
〔相馬福島道路〕
2019年12月　「相馬IC～相馬山上IC」開通
2020年８月　「伊達桑折IC～桑折JCT」開通

Jヴィレッジ駅開業式

イオン浪江店

働く場

2018年９月　川俣町　川俣西部工業団地「ミツフジ」開所
2019年10月　楢葉町　楢葉北産業団地
「株式会社エヌビーエス」工場稼働開始
2020年３月　富岡町　富岡産業団地　一部供与開始
2021年４月　川内村　田ノ入工業団地
「大橋機産」稼働予定　※工業団地内３件目

買い物

2019年６月　大熊町「ヤマザキショップ大川原役場前店」開設
2019年６月　南相馬市「ダイユーエイト小高」開設
2019年７月　浪江町　「イオン浪江店」開設
2020年２月　南相馬市「ヨークベニマル原町店」開設

11　帰還困難区域の復興①

復興庁
Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

- 福島特措法の改正により、帰還困難区域の復興及び再生を推進する計画制度を創設。
- 既に**６町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯舘、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定済み**。
- 町村、県、国が一体となった**「推進会議」を設置し、計画の具体化を推進**。

認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（２０１７年９月１５日認定）

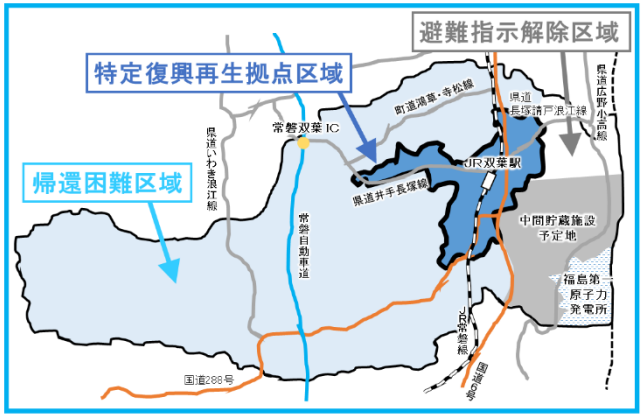

・区域面積：約555ha　・居住人口目標：約2,000人
・避難指示解除の目標
　2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
（2020年3月、ＪＲ常磐線双葉駅周辺の一部区域を解除）

大熊町（２０１７年１１月１０日認定）

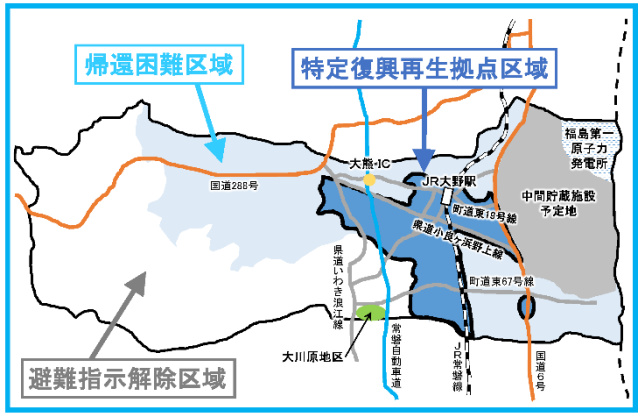

・区域面積：約860ha　・居住人口目標：約2,600人
・避難指示解除の目標
　2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
（2020年3月、ＪＲ常磐線大野駅周辺等の一部区域を解除）

11　帰還困難区域の復興②

復興庁
Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

浪江町（２０１７年１２月２２日認定）

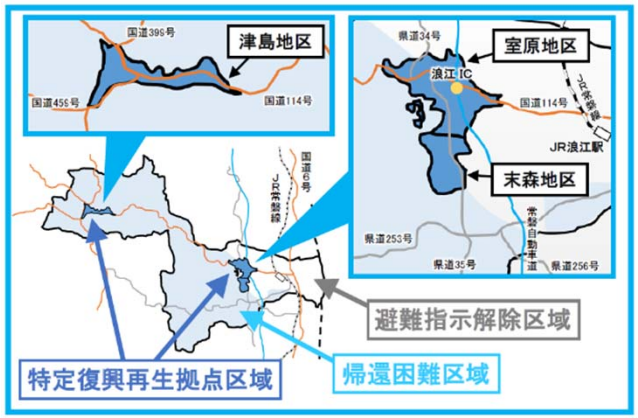

・区域面積：約661ha　・居住人口目標：約1,500人
・避難指示解除の目標：2023年３月
（ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。）

富岡町（２０１８年３月９日認定）

・区域面積：約390ha　・居住人口目標：約1,600人
・避難指示解除の目標：
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
（2020年3月、ＪＲ常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域を解除）

飯舘村（２０１８年４月２０日認定）

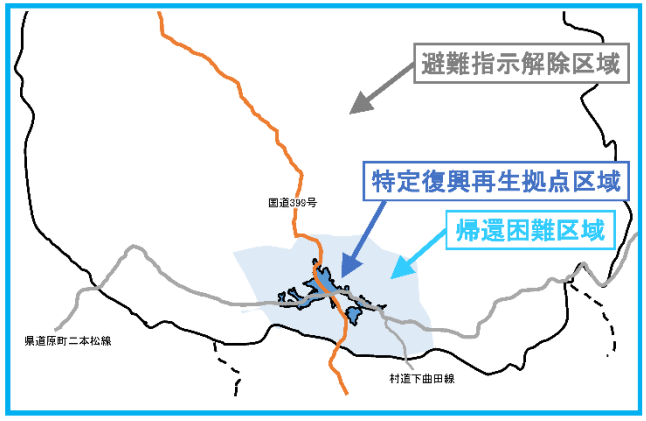

・区域面積：約186ha　・居住人口目標：約180人
・避難指示解除の目標：2023年春
（ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。）

葛尾村（２０１８年５月１１日認定）

・区域面積：約95ha　・居住人口目標：約80人
・避難指示解除の目標：2022年春

12　被災自治体の職員確保等に向けた支援の状況

復興庁 Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

○ 被災自治体の職員確保のため、全国の自治体からの職員派遣の更なる強化に加え、公務員OB、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等を活用するとともに、都市再生機構（UR）の現地の人員体制の強化などの対応を推進。

○ 併せて、被災自治体の事務負担を軽減するために、発注方法の工夫（CM方式の導入等）や、事務のアウトソーシング（土地買収関連業務の補償コンサルタントへの委託等）など、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組を推進。

全国の自治体からの職員派遣

【24.4.16時点】1,407人 → 【26.10.1時点】2,255人 → **【2.4.1時点】837人**

任期付職員の採用

・任期付職員採用に必要な条例の制定、被災市町村における採用の助言
・県による採用・県内市町村への派遣についての助言

（被災自治体における任期付職員の在職状況※）

【25.10.1時点】1,135人 → 【28.10.1時点】1,749人 → **【2.4.1時点】1,264人**

※被災地派遣前提で採用・派遣された任期付職員は派遣人数にも計上されている。

全国の市区町村職員OBの活用

・被災地で働く意欲のある市区町村の職員OB等の情報をリスト化して被災市町村へ提供（OB情報システム）

	【25.2.12時点】	【26.3.1時点】
25年度	登録　182人、採用　0人	登録　204人、採用　45人
	【2.4.1時点】	
2年度	**登録　3人、採用　1人**	

被災自治体における民間企業等の人材の活用

・民間企業や自治体の第三セクター等の従業員を在籍したまま被災自治体が受け入れる仕組みを整備、これに伴う財政措置の周知の実施（25.3.1）

民間企業等から派遣され、地方公務員として採用された従業員数

【25.10.1時点】27人 → 【27.10.1時点】63人 → **【2.4.1時点】39人**

復興庁による市町村業務支援

・国（復興庁）の非常勤職員として、青年海外協力隊帰国隊員、国家公務員OB、民間実務経験者等を採用し、市町村に駐在させる取組を実施（25.1～）

【25.4.1時点】24人 → 【26.10.1時点】204人 → **【2.4.1時点】82人**

URの復興支援体制

【25.4.1時点】303人 → 【28.7.1時点】460人 → **【31.4.1時点】243人**